

金融関連産業等人材育成事業補助金要綱

令和元年6月11日 商情第144号

(通則)

第1条 金融関連産業等人材育成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年4月19日府政沖第149号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、経済金融活性化特別地区(以下「経済金融特区」という。)内の金融及び情報通信関連企業が、県外の研修地で従業員研修を行う場合、また、県内外から講師を招へいし県内において研修を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付することにより、従業員の技術や管理スキルの向上による業務拡大を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、以下の要件を全て満たす事業所とする。

- (1) 経済金融特区内に法人登記された金融及び情報通信関連事業を営む事業所で、かつ県内に雇用保険適用事業所設置届出を提出していること。
- (2) 就業規則の整備及び労働条件の明示がなされている事業所であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する団体)又は暴力団と関係する事業所でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業を内容とするものに限る)を行う事業所でないこと。
- (5) 直近3年間、労働関係法令及びその他法令について重大な法令違反がないこと。

(補助事業の内容と対象経費及び補助要件)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、補助対象事業者が、その従業員(雇用保険被保険者資格を有する者)に技術や管理スキルの向上を目的に、県外の先進企業(系列企業含む)や資格取得研修地等で5日以上研修を行う事業、または、県内外講師を招へいし県内において実施する研修事業とする。

2 補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 従業員の県外派遣の場合

交通費(通勤費を除く)、宿泊費(室料、家賃、寮費、共益費及び礼金)、講座受講料(講師謝金、テキスト代含む)

(2) 県内外講師招へいによる県内における研修の場合

講師の交通費(研修地までの往復運賃)及び宿泊費(室料)、講師謝金(テキスト代含む)

3 補助にあたっては、次の各号を全て満たしていることを要件とする。

(1) 研修内容は、業務に直接的に係るものであり、研修による成果が具体的かつ明確であること。

(2) 研修終了後3か月経過後または補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに当該研修効果について報告を行える体制を整えていること。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費総額の4分の3の額又は別表に定める補助限度額のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(事業計画の提出及び交付申請並びに交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付希望者」という。)は、原則として研修の15日前までに、金融関連産業等人材育成事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金申請受付開始月においては、研修開始日までに申請を行うものとする。

2 知事は、前項の交付申請書による申請があったときは、その内容等を審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付希望者に金融関連産業等人材育成事業交付決定通知書を送付する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、金融関連産業等人材育成事業補助金交付取下げ申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、事業内容の変更をしようとするときは、金融関連産業等人材育成事業計画変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、金融関連産業等人材育成事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事からの請求があったときは、金融関連産業等人材育成事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、従業員研修の終了後1か月以内又は交付決定に係る年度の2月末日のいずれか早い日までに金融関連産業等人材育成事業実績報告書(様式第6号、6号の2及び3。以下「実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、研修終了後3か月経過後又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、研修終了後の成果報告書(様式第6号、6号の4)を作成し、知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類等进行检查させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付金額の確定)

第13条 知事は、第11条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金額を確定し、補助事業者に金融関連産業等人材育成事業補助金確定通知書を送付する。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 補助金の支払いを受けようとする補助事業者は、前条の確定通知の交付を受けた後に、金融関連産業等人材育成事業補助金請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) この要綱に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合
 - (3) 不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
 - (4) その他本要綱に反する場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿等の整備、保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る事業の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第17条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(事業所の変更届)

第18条 補助事業者は、法人登記事項及び定款等に変更があった場合には、2週間以内に金融関連産業等人材育成事業事業所変更届出書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(事業実施の委託)

第19条 本事業に係る問い合わせへの応答及び申請の受付に係る業務は、金融関連産業等人材育成事業受託事業者(以下「受託事業者」という。)に委託するものとする。

2 補助金交付希望者及び補助事業者は、本事業に係る問い合わせがある場合は、受託事業者に問い合わせを行うものとする。

3 補助金交付希望者及び補助事業者は、本事業に係る申請書を受託事業者を經由し知事に提出するものとする。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

別表(第5条関係)

(単位：円)

研修期間	補助限度額	
	交通費・宿泊費	講座受講料
5日以上1か月未満	100,000円	100,000円
1か月以上2か月未満	150,000円	150,000円
2か月以上3か月未満	200,000円	200,000円
3か月以上4か月未満	250,000円	250,000円
4か月以上	300,000円	300,000円